

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
令和4年度 第1回理事会（ZoomによるWeb会議）議事録

1. **開催日時** 令和4年4月22日（金）10：30～12：10
2. **開催場所** 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構事務室（Zoom Web 会議）
3. **出席者**
（理事）赤池 昭紀、奥田 真弘（10時32分入室）、久保田 理恵、崔 吉道、田辺 功、俵木 登美子（10時34分入室）、中垣 俊郎、林 昌洋、藤垣 哲彦、
安原 真人、山田 勝士、山本 信夫（10時34分入室）、吉田 武美
（監事）齊藤 勲、三輪 亮寿
（来賓）厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 太田 美紀薬事企画官/医薬情報室長
（事務局）伊藤 喬事務局長、田中 美香、鈴木 春美
（双方向の円滑で意思疎通が可能な手段（Zoom Web 会議）により参加）

4. 議 案

審議事項

- (1) 第1号議案 （公財）日本薬剤師研修センターに係る研修認定制度実施要領の変更届に関する件
- (2) 第2号議案（公社）薬剤師認定制度認証機構利益相反規程等に関する件
- (3) 第3号議案 正会員の入会に関する件

5. 事前配布資料

- (1) 第1号議案 （1）研修認定制度に関する実施要領の変更届
（2）研修認定薬剤師制度実施要領
- (2) 第1号議案 関連資料（1）研修認定薬剤師制度の運営について
関連資料（2）新規認定申請に関する留意事項
- (3) 第2号議案 （公社）薬剤師認定制度認証機構利益相反規程（案）
- (4) 第3号議案 正会員入会申込書（（公社）東京都薬剤師会）

6. 議事概要

伊藤事務局長が開会を告げ、理事名を挙げ、出席者の確認を行った。理事総数15名中13名が出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており理事会は成立していることを告げた。本日は、齊藤監事と三輪監事が出席されていることを確認した。また、太田 美紀薬事企画官が出席されていることを告げた。

吉田代表理事の挨拶があった。次いで太田 美紀薬事企画官から、最近の薬事行政、薬剤師研修制度についての状況等をご紹介いただいた。引き続き、配布資料の確認を行った後、理事会規程第5条第3項により、代表理事が議長となり議事を進めた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 (公財) 日本薬剤師研修センターに係る研修認定制度実施要領の変更届に関する件

議長より、本年4月5日付けにて(公財)日本薬剤師研修センターより提出された本年4月から実施中の研修認定薬剤師制度実施要領について、以下のような説明があった。この実施要領は、制度の運営は全て同センターの薬剤師研修・認定電子システム(PECS)を使用することが規定され、他の研修プロバイダーの単位の相互利用に関する記載がない。また昨年10月15日開催の令和3年度第6回理事会で審議いただいた関連資料の「研修認定薬剤師制度の運営について」にはその部分が記載されているが、本資料は撤回された。

上記説明について次のような議論があった。

- 本実施要領にも「他のプロバイダーの単位取り扱いについて」を記載すべきではないか。
- 今回の実施要領の変更は、単位の相互利用に関連したものではないので、今回の変更の際に取って代わってそれを書き込むよう指摘するのは筋が違う。この実施要領を認めないというわけでなく、次の認証更新までに変更に向けて要望を出しておくべきである。
- 本実施要領以外の文章を他のプロバイダーが追跡することが難しく、単位互換性に関する決まりを確認することが難しい状況である。

意見交換の後、理事会として、変更届は受理するが、同センターの次回の認証更新申請までに、研修認定薬剤師制度実施要領に他のプロバイダーの単位の取り扱いに関する記載を盛り込むよう強く要望することとなった。また、他のプロバイダーに対して単位の取扱いに関する情報の伝達がどのように行われているかを同センターに確認し、当該情報の適切な伝達を要望することとなった。

(2) 第2号議案 (公社) 薬剤師認定制度認証機構利益相反規程等に関する件

議長より、本議案に対して安原総務担当理事に説明を求めた。安原総務担当理事より本法人における利益相反の考えはこれまでも議論されてきたところであるが、本年2月18日開催の令和3年度第9回理事会において、利益相反の具体例の提示が求められたので、ここで9例が紹介された。質疑応答の結果、以下のような指摘があった。

例6) について

- ・関係大学の卒業生を含めると数が膨大となる。元教職員も入れるべきではないか。
- ・元教職員については人事が流動化する昨今では非現実的ではないか。
- ・卒業生や元教職員まで気にする必要はなく、もっと大らかでよいのではないか、個別の事案に対して良識で判断すべき。
- ・例1) の文は、「新規申請及び更新申請」とすべき。
- ・例1) から9) に該当していても理事に選任されないわけではなく、該当する議案の議決にのみ参加できないことを確認したい。
- ・例3) と例7) を比較し、学会員は自らの意思で参加しているので利益相反に該当するが、卒業生は受け身の立場なので該当しないのではないか。同窓会の役員は自らの意思で就任するので該当とすべきである。実例がないと判断できないものについては例示をしておいた方がよい。
- ・利益相反が認められた場合の対応として、「議決に加われない」のか、それとも「審議・議決に加われない」のどちらかとするか。「審議」に加われないとすると、十分な議論ができなくなる可能性がある。結論については今後の課題としたい。
- ・例9) の「競合」はどのような基準で判断するのか。「限られた数の薬剤師をプロバイダー間で取り合う」と考えると、プロバイダー全てが競合関係とも考えられる。お互いに切磋琢磨することを考えると「競合」は望ましい状況とも言える。
- ・理事が審議に参加できない、というのは極めて重大なことなので、明確な基準で行う必要がある。新規・更新されているプロバイダーの役員および、實際上深くかかわっている場合に限るべきだ。理事個人が申告し、議事録に残して社会的責任を果たすことに意義がある。
- ・例8) の「全国レベルの団体」の範囲をどう考えるか。顧問、相談役まで含めるべき。議論には参加できるようにした方がよい。
- ・判断が困難な場合があると考えられるので、最終的な判断のプロセスを記載しておいた方がよい。

安原総務担当理事より、今日の議論で理事各位の考え方の概略が理解できたので、内容を整理して再度提案することとされた。

監事より「理事を議決から外す」ことは重大なことなので、明確な基準による運用が必要である。また、姻戚関係、金品の授受等の関係もあるので、自己申告の部分も残しておく必要があると指摘があった。

(3) 第3号議案 正会員の入会に関する件

議長より、(公社)東京都薬剤師会の正会員入会についての説明の後、本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

7. 報告事項

議長より、望月正隆座長から令和元年度から活動していたビジョン委員会は令和3年度限り、本年3月末日で活動を終了する旨の連絡があったことが報告された。また、本法人としては、令和4年度以降も新たにビジョン委員会を編成し、残された問題を継続して議論していく旨の報告があった。

8. その他

議長より、次回理事会は6月3日(金)10時半より、Zoom会議で開催予定であること、社員総会は6月24日(金)に開催予定であることを告げた。社員総会には、役員各位のご出席もお願いする旨を告げた。

監事から、薬事日報(3月30日付)の「専門薬剤師の質保証必要 第三者機関認証提言へ」の記事中に、認証機構の中に、専門薬剤師認定制度を保証する機能があると記載されているが、実質はどうかと質問があった。代表理事より、特定領域・専門薬剤師認定制度として存在しているが、現状ではAd hocな対応が可能であるとの回答があった。

9. 閉会

以上の議事を終え、12時10分にZoomによるWeb会議を閉会した。
上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和4年4月22日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 齊藤 勲 印

監 事 三輪 亮寿 印